

唐津・鎮西ウインドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書 に係る知事意見

1 全体的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 風力発電機等の配置計画の決定に際しては、調査、予測及び評価の結果を基に複数案の検討を行うなどにより、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。
また、これらについて決定する過程における環境影響の予測は可能な限り定量的に行うものとし、環境面から検討した経緯を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- (3) 準備書では、風力発電機、工事用道路、管理用道路等の設置に伴う土地の改変箇所、面積等及び変電設備等の配置計画について具体的に示すとともに、工事実施に係る工法、期間及び工程、土地造成に関する事項等について詳細に記載し、これらのうち影響要因となるものについて適切に評価すること。
- (4) 本事業の実施に関しては、周辺住民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るように努めること。

2 個別的事項

【騒音及び超低周波音】

- (1) 準備書では、風力発電機の種類や定格出力等に加え、ディーゼル発電機を設置する場合といった騒音等の影響要因となるものについては、諸元について可能な限り明確に示し、適切に評価すること。
- (2) 騒音及び超低周波音については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性を十分に考慮し、他の風力発電事業の事例や国の検討状況等の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 超低周波音による心理的・生理的影響については、最新の知見を踏まえても不確実性が大きいことから、専門家から知見を得る等して、周辺住宅地等における影響を回避・低減するよう適切な対応策を検討すること。

【水環境】

- (1) 環境影響評価方法書には、風力発電機の基礎工事の工法等が具体的に示されていないが、準備書以降では、基礎工事の工法等について可能な限り記載するとともに、セメント工事等による水環境への影響が見込まれる場合は、水質調査項目について、追加の検討を行うこと。
- また、追加しない場合は、検討の内容及び結果を準備書に記載すること。

【動物、植物、生態系】

- (1) 準備書においては、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音、振動の動物への影響についても専門家から知見を得る等して可能な限り配慮すること。
- (2) 鳥類、コウモリ類については、必要に応じ、さらに専門家から知見を得る等して、適切な調査方法等について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域には、重要な自然環境のまとまりの場である保安林が含まれることから、事業計画の決定に際しては、可能な限り保安林の直接改変を回避すること。
- また、本事業の実施に伴い、森林等の直接改変が見込まれる場合は、注目種等の生息環境の改変に伴う生態系等への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。

【その他】

- (1) 計画段階環境配慮書に係る知事意見の「2 個別的事項」【動物、植物、生態系】(1)「方法書以降においては、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音、振動の動物への影響についても可能な限り配慮すること。」に対する事業者見解の「学術上認められた知見は確認されていません。」という表現については、関連報告が存在しないという誤解を招く恐れがあることから、適切な表現に修正すること。